

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	対象火気省令において規制する蓄電池設備の容量の変更及び固体燃料を使用した対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離の制定
担当部局	総務省 消防庁 予防課 電話番号:03-5253-7523 e-mail:yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	令和 5年 3月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>1 蓄電池設備に係る規制(規制の拡充)</p> <p>現行の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)において、蓄電池設備は、その容量が4,800Ah・セル以上のものが規制の対象とされている。同じ4800Ah・セル以上の蓄電池であっても、その火災危険性は蓄電池の種類によって異なり、特にリチウムイオン蓄電池については他の蓄電池に比べて火災危険性が高い。現在は民間事業者の自主的な取組により安全対策が取られているが、今後粗悪品が現れたとしても強制的に是正させる法的根拠がない。</p> <p>2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制(規制の緩和)</p> <p>現行の対象火気省令においては、固体燃料を用いた対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離が特に規定されていないため、その他の設備等及び器具等と同様の過大な離隔距離を設けなければならないこととなっているため、特に薪ストーブや炭火焼き器を設置したい事業者等に大きな負担がかかっている。また、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等についても、離隔距離を決定する場合、その他のものと同様の試験を実施しなければならないこととなっている。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>1 蓄電池設備に係る規制</p> <p>蓄電池設備の火災危険性は、現行の対象火気省令において用いられる蓄電池設備の容量の単位である「Ah・セル」ではなく、「Ah・セル」に定格電圧を乗じることによって得られる「kWh」に比例するが、現行の対象火気省令では「Ah・セル」によって規制しているため、蓄電池設備の火災危険性に応じた適切な規制が講じられていない。</p> <p>2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制</p> <p>現行の対象火気省令で定められている固体燃料を用いた対象火気設備等及び対象火気器具等に係る離隔距離はこれまで検討されたことがないことから、現行の規定は、その火災危険性に比して過大なものとなっている上、火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等についても他の対象火気器具等及び対象火気器具等と同様の試験を実施することとなっている。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>1 蓄電池設備に係る規制</p> <p>規制の対象となる蓄電池設備は10kWhを超えるものとする。また、標準規格に適合する安全措置が講じられたものについて、蓄電池容量が10kWhを超え20kWh未満のであれば対象火気省令による規制の対象外とする。</p> <p>2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制</p> <p>対象火気省令別表第1の厨房設備に、「炭火焼き器」に係る離隔距離を追加する改正を行う。また、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号。)に固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等についても実施可能な試験方法を規定する。火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離について、表面温度が許容最高温度(通常100℃)を超えない場合は、離隔距離を設けなくて良いこととする。</p>
規制の費用	<p>(遵守費用)</p> <p>1 蓄電池設備に係る規制</p> <p>蓄電池設備のうち、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を使用するものについては、現行規制の適用対象となる蓄電池容量が10kWhを下回ることから、新たな遵守費用は発生しない。「JEMA蓄電システム自主統計 2021年度出荷実績(一般社団法人日本電機工業会調べ)」によると、令和3年度中に設置された蓄電池設備のうち、10kWh以上～20kWh未満のものは、209,814台であった。現在製造・販売されているリチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備の製品のうち、10kWh超～20kWh以下のものについて、蓄電池設備に係る事業者団体である一般社団法人電池工業会及び一般社団法人日本電機工業会への聞き取り結果によると、全ての製品が日本産業規格C8715-2に適合しており、新たに対象火気省令への遵守又は標準規格への適合が必要となる製品はない見込みとのことであった。このことから、リチウムイオン蓄電池を使用する蓄電池設備についても、新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制</p> <p>当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。</p> <p>(行政費用)</p> <p>蓄電池設備や固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の製造者や設置事業者に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用※が発生する。 ※周知用のリーフレット作成に係る費用(データ作成費) 約200,000円</p>
規制の効果(便益)	<p>(直接的効果(便益))</p> <p>—</p> <p>(副次的・波及的な影響)</p> <p>1 蓄電池設備に係る規制</p> <p>これまで、対象火気省令における蓄電池設備は、一般的に使用されていない単位である「Ah・セル」が基準となっていたことから、製造者や設置事業者から管轄消防本部へ、蓄電池設備の適用に係る問い合わせが多く発生していた。本改正により、現在一般的に使用される単位である蓄電池容量(kWh)が基準となることから、製造者や設置事業者からの問い合わせが減少することが見込まれる。なお、本改正は10kWh超17.76kWh未満のリチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備について、新たに対象火気省令上の規制を課すものであるが、現状、全てのリチウムイオン蓄電池が日本産業規格C-8715-2に適合しているため、実質的に事業者に新たな義務は発生せず、負の副次的・波及的な影響は見込まれない。</p> <p>2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制</p> <p>本改正により、固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離及び火災予防上安全性が高い構造の対象火気設備及び対象火気器具等の離隔距離が緩和されることとなるが、検討過程で実験を行い、その結果に基づいて規制を緩和するものであるため、安全性に影響はなく、負の副次的・波及的な影響は見込まれない。</p>
費用と効果(便益)の関係	—
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>1 蓄電池設備に係る規制</p> <p>総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」(部会長:小林恭一 東京理科大学総合研究院教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。当該部会には、蓄電池設備の事業者団体である一般社団法人電池工業会、一般社団法人日本電機工業会等が委員として参加している。</p> <p>2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に係る規制</p> <p>総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として開催される「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会(部会長:松島均 日本大学生産工学部特任教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。当該部会には、厨房設備の事業者団体である一般社団法人日本厨房工業会、一般社団法人全国燃料協会等が委員として参加している。</p>
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>今後の火災予防の実態を踏まえつつ、施行後5年以内に事後評価を行うものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>消防本部からの火災報告により、蓄電池設備及び固体燃料を使用する対象火気設備等及び対象火気器具等並びに表面温度が許容最高温度(通常100℃)を超えない対象火気設備等及び対象火気器具等を原因とする火災について、件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。行政費用の指標は、周知用リーフレット作成に要した費用とする。</p>
備考	